

1:2,500 茅ヶ崎市都市計画基本図
IX-MD 30-4



記号		
	建 物	△ 37.2 三角点 × 25.62 水準点
	堅ろう建物	× 42.3 多点計り標高を 算する基準点 × 35.6 社会庁点 (二角点)
	堅ろう礎盤舎	△ 25.73 社会庁点 × 37.2 電子基準点 -12.3 標高値しない もの使用
	盤 礎 舎	-15.8 設定標高、定 するもの使用

[illegible]

凡 例

- 変更後の区域
- 変更前の区域
- 都市計画区域
- - - - - 町丁界・大字界
- - - - - 小字界

高度地区

	第1種高度地区	12m
	第2種高度地区	15m
	第3種高度地区	20m
	第4種高度地区※31m	

※準工業地域、工業地域内の工業系建築物の建築物については20m以下

茅ヶ崎市
(アジア航測株式会社調製)

IX-MD 30-4

市町名	茅ヶ崎市
事 項	茅ヶ崎市計画 高度地区の変更
件 名	茅ヶ崎市計画 高度地区の変更
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	1 / 4
作成年月日	令和 年 月 日

IX-MD 40-3



1. 令和2年1月撮影空中写真
2. 令和2年10月現地調査

蔵 門

中海岸

1 : 2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号 令2関公第478号）」

茅ヶ崎市

(アジア航測株式会社調製)



IX-MD 40-3

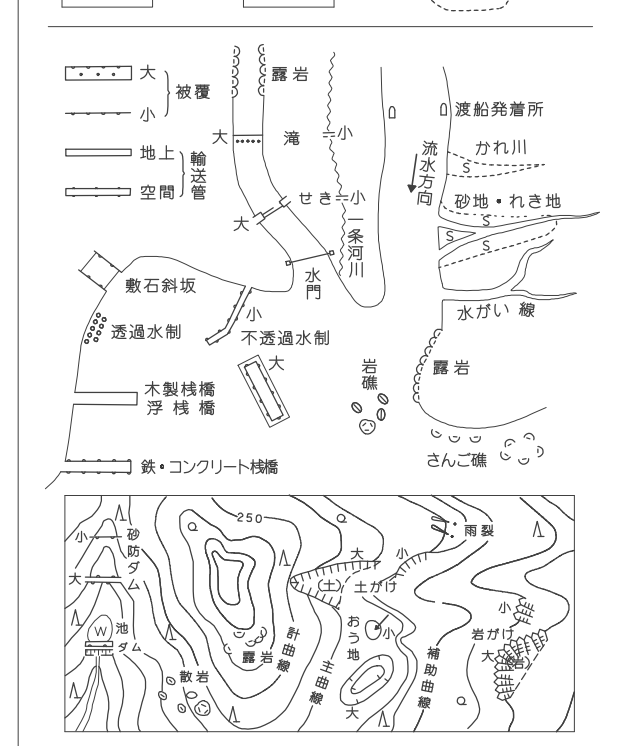
49-2 萩園	40-1 円蔵	40-2 菱沼
49-4 中島	40-3 菱ヶ崎	40-4 祖芳丘
59-2 柳島	50-1 中海岸	50-2 浜須賀

記

	建 物	△ 37.2	三 角 点
	堅ろう建物	※ 25.62	水準点
	堅ろう庫壁	○ 42.3	水成土及び砂を 含む砂質土層
	候 壁 合	▽ 35.6	公共事業用 (二角点)
		△ 25.3	公共事業用 (水準点)
		▽ 37.2	観測基準点
		・ 12.3	観測基準点
		・ 15.8	図化標高定 による標高

[illegible]

田	菜園	栗樹園	園
畑	芋畑	そのたの 栗林	荒地
畑	さとうきび畑	芝地	畠
畑	バナナ畑	広樹 雑林	しの地
畑	桑畑	針葉 森林	やしの 樹林
茶畑	竹林	竹林	湿地



凡

- 変更後の区域
 - 変更前の区域
 - - - - 都市計画区域
 - - - - 町丁界・大字界
 - - - - 小字界

高度地区

第1種高度地区	12m以下
第2種高度地区	15m以下
第3種高度地区	20m以下
第4種高度地区	※31m以下

※準工業地区、工業地区内の工業系建築物以外の建築物については20m以下

座標系は平成14年国土交通省告示第9号に規定する世界測地系に基づく平面直角座標系による第9座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0、5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

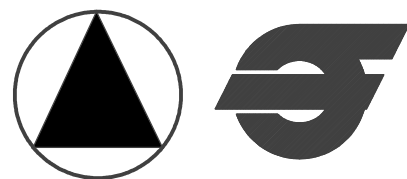
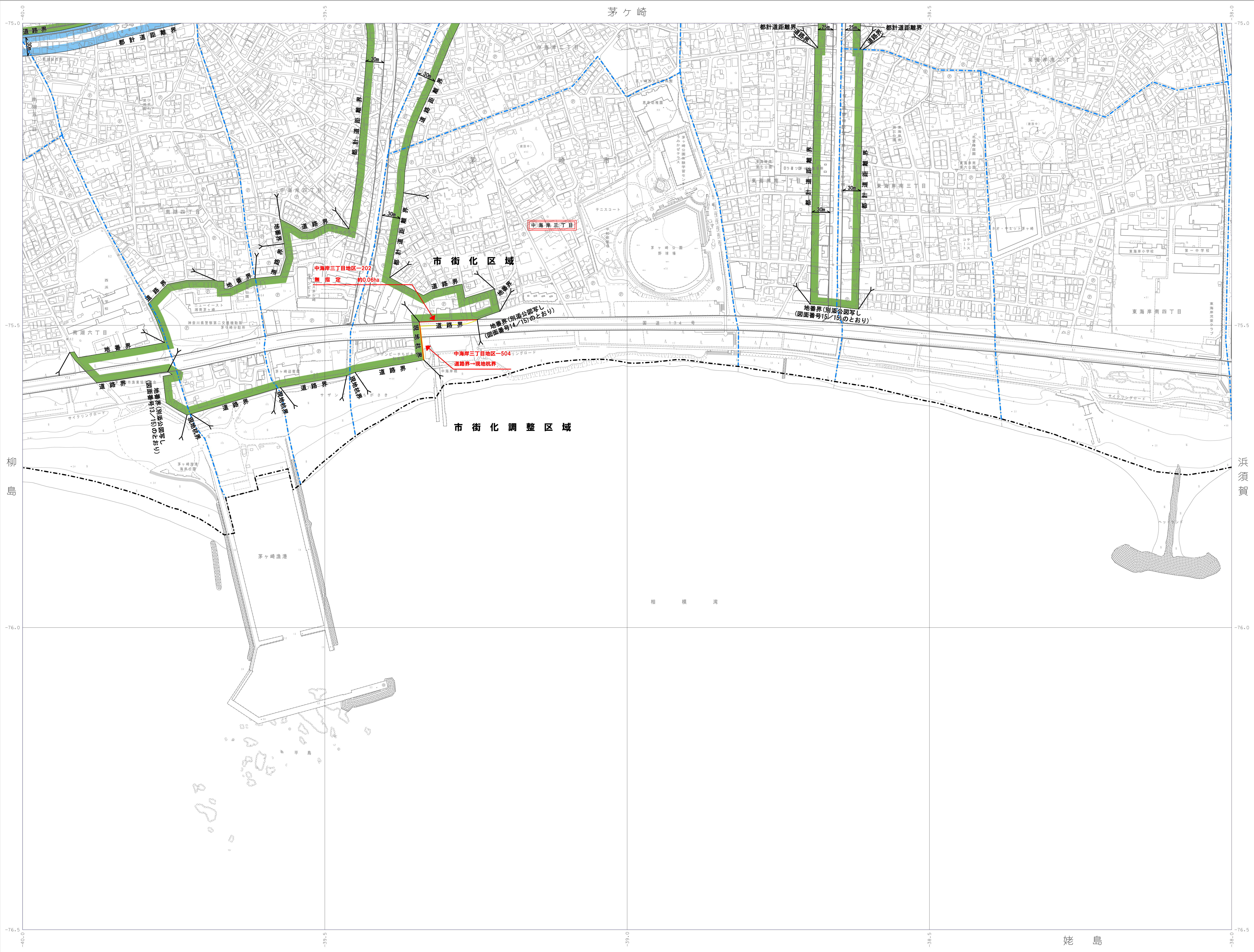
IX-MD 40-3

市町名	茅ヶ崎市
事 項	茅ヶ崎市計画 高度地区の変更
件 名	茅ヶ崎市都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	3 / 4
作成年月日	令和 年 月 日

中海岸

1:2,500 茅ヶ崎市都市計画基本図

IX-MD 50-1



IX-MD 50-1

49-4	40-3	40-4
中島	茅ヶ崎	旭ヶ丘
59-2	60-1	60-2
柳島	中海岸	浜須賀
	51-4	
	茅ヶ崎	

記号	説明
△ 37.2	三角点
▽ 25.62	水準点
○ 42.5	標高42.5m以上の高地
▽ 25.5	標高25.5m以下の低地
△ 25.73	標高25.73mの高地
△ 37.2	標高37.2mの高地
▽ 12.5	標高12.5m以下の低地
△ 11.8	標高11.8mの高地

記号	説明
△ 37.2	三角点
▽ 25.62	水準点
○ 42.5	標高42.5m以上の高地
▽ 25.5	標高25.5m以下の低地
△ 25.73	標高25.73mの高地
△ 37.2	標高37.2mの高地
▽ 12.5	標高12.5m以下の低地
△ 11.8	標高11.8mの高地

記号	説明
△ 37.2	三角点
▽ 25.62	水準点
○ 42.5	標高42.5m以上の高地
▽ 25.5	標高25.5m以下の低地
△ 25.73	標高25.73mの高地
△ 37.2	標高37.2mの高地
▽ 12.5	標高12.5m以下の低地
△ 11.8	標高11.8mの高地

記号	説明
△ 37.2	三角点
▽ 25.62	水準点
○ 42.5	標高42.5m以上の高地
▽ 25.5	標高25.5m以下の低地
△ 25.73	標高25.73mの高地
△ 37.2	標高37.2mの高地
▽ 12.5	標高12.5m以下の低地
△ 11.8	標高11.8mの高地

記号	説明
△ 37.2	三角点
▽ 25.62	水準点
○ 42.5	標高42.5m以上の高地
▽ 25.5	標高25.5m以下の低地
△ 25.73	標高25.73mの高地
△ 37.2	標高37.2mの高地
▽ 12.5	標高12.5m以下の低地
△ 11.8	標高11.8mの高地

凡例

凡例	
変更後の区域	
変更前の区域	
都市計画区域	
町丁界・大字界	
小字界	
高度地区	
第1種高度地区 12m以下	
第2種高度地区 15m以下	
第3種高度地区 20m以下	
第4種高度地区※31m以下	
※準工業地域、工業地域内の工業系建築物以外の建築物については20m以下	

IX-MD 50-1

市町名	茅ヶ崎市
事項	茅ヶ崎都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2,500
番号	4/4
作成年月日	令和 年 月 日